

議案第15号

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記
のように制定するよう市長に申し入れる。

令和5年4月26日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

スポーツ施設の使用料改定について、市長に申し入れるものである。

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成7年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第1号の表中

「	「		「		」
		を		に改め、同項第2号の表中	
1, 130円			1, 620円		
2, 270円			3, 250円		
1, 700円			2, 430円		
3, 400円			4, 870円		
」			」		

「	「		「		」
		を		に改め、	
金額(2時間)			金額(2時間)		
2分の1館	4分の1館	個人	2分の1館	4分の1館	
500円	250円	50円	720円	350円	
1, 010円	500円	110円	1, 440円	710円	
」			」		

「	「		「		」
		を		に改め、	
同表第4項第1号の表中			同表第4項第1号の表中		
	2, 470円		3, 350円		
	4, 950円		6, 710円		
	3, 710円		5, 030円		
	7, 420円		10, 060円		
	」		」		

同項第2号の表高校生以下の項中「1, 210円」を「1, 640円」に、「600円」を「820円」に改め、同表一般の項中「2, 420円」を「3, 290円」に、「1, 210円」を「1, 640円」に改め、同項第4号の表中

「	「		「		」
		を		に改め、	
円」に改め、同項第4号の表中			円」に改め、		
	370円		480円		
	50円		70円		
	100円		150円		
	」		」		

同表第5項の表高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1,

150円」を「1,450円」に改め、同表第6項の表高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1,150円」を「1,450円」に改め、同表第7項第1号の表高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1,150円」を「1,450円」に改め、同項第2号中「440円」を「400円」に改め、同表第8項第1号の表

「

3,890円	7,790円
340円	680円
5,100円	10,200円
140円	290円
2,100円	4,350円

を

4,150円	8,300円
360円	720円
5,400円	10,810円
150円	310円
2,320円	4,650円

に改め、

」

同表備考に次のように加える。

- 5 アマチュア以外の者が使用する場合のコートの使用料は、当該使用料の金額(備考1又は備考4に該当する場合は、それぞれに定める使用料の金額)に2を乗じた額とする。

別表第2第8項第2号の表2分の1灯の項中「820円」を「740円」に改め、同表全灯の項中「1,650円」を「1,480円」に改め、同表第9項の表高校生以下の項中「3,800円」を「4,470円」に改め、同表一般の項中「7,600円」を「8,940円」に改め、同表備考2中「1,010円」を「1,090円」に改め、同表第10項の表中

「

200円
610円
410円
1,230円

を

210円
640円
430円
1,290円

に改め、同表第11項の表第1号アの表

」

高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1,150円」を「1,450円」に改め、同号イの表高校生以下の項中「390円」を「490円」に改め、同表一般の項中「780円」を「980円」に改め、同項第2号の表テニスコートの項中「240円」を「210円」に改め、同表フットサル場の項中「160円」を「140円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用する者について適用し、同日前に使用した者については、なお従前の例による。

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成7年条例第19号)新旧対照表

現行	改正後(案)																																								
<p>別表第2(第8条第1項、第10条第2項)</p> <p>1 通則 略</p> <p>2 袖ヶ浦体育館使用料</p> <p>(1) 専用使用料</p> <table border="1" data-bbox="614 1176 845 2038"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(2時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場 高校生以下</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>2,270円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合 高校生以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 別表第1に規定する使用時間以外の時間に使用する場合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1176 1252 2038"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場 高校生以下</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>2,270円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合 高校生以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	金額(2時間)	入場料を徴収しない場 高校生以下	1,130円	合 一般	2,270円	入場料を徴収する場合 高校生以下	1,700円	合 一般	3,400円	区分	金額(1時間)	入場料を徴収しない場 高校生以下	1,130円	合 一般	2,270円	入場料を徴収する場合 高校生以下	1,700円	合 一般	3,400円	<p>別表第2(第8条第1項、第10条第2項)</p> <p>1 通則 略</p> <p>2 袖ヶ浦体育館使用料</p> <p>(1) 専用使用料</p> <table border="1" data-bbox="614 280 845 1142"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(2時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場 高校生以下</td> <td>1,620円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>3,250円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合 高校生以下</td> <td>2,430円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>4,870円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 別表第1に規定する使用時間以外の時間に使用する場合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1013 280 1252 1142"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場 高校生以下</td> <td>1,620円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>3,250円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合 高校生以下</td> <td>2,430円</td> </tr> <tr> <td>合 一般</td> <td>4,870円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	金額(2時間)	入場料を徴収しない場 高校生以下	1,620円	合 一般	3,250円	入場料を徴収する場合 高校生以下	2,430円	合 一般	4,870円	区分	金額(1時間)	入場料を徴収しない場 高校生以下	1,620円	合 一般	3,250円	入場料を徴収する場合 高校生以下	2,430円	合 一般	4,870円
区分	金額(2時間)																																								
入場料を徴収しない場 高校生以下	1,130円																																								
合 一般	2,270円																																								
入場料を徴収する場合 高校生以下	1,700円																																								
合 一般	3,400円																																								
区分	金額(1時間)																																								
入場料を徴収しない場 高校生以下	1,130円																																								
合 一般	2,270円																																								
入場料を徴収する場合 高校生以下	1,700円																																								
合 一般	3,400円																																								
区分	金額(2時間)																																								
入場料を徴収しない場 高校生以下	1,620円																																								
合 一般	3,250円																																								
入場料を徴収する場合 高校生以下	2,430円																																								
合 一般	4,870円																																								
区分	金額(1時間)																																								
入場料を徴収しない場 高校生以下	1,620円																																								
合 一般	3,250円																																								
入場料を徴収する場合 高校生以下	2,430円																																								
合 一般	4,870円																																								

(2) 部分使用料

区分	金額(2時間)		個人
	2分の1館	4分の1館以下	
高校生以下	500円	250円	50円
一般	1,010円	500円	110円

(3) 備付器具使用料 略

- 3 富士吉田体育館使用料 略
- 4 東部体育館使用料

(1) 専用使用料

区分	金額(2時間)
入場料を徴収しない場高校生以下	2,470円
合 一般	4,950円
入場料を徴収する場合 高校生以下	3,710円
合 一般	7,420円

備考

- 1 別表第1に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料は、次の表のとおりとする。

区分	金額(1時間)
入場料を徴収しない場高校生以下	2,470円
合 一般	4,950円
入場料を徴収する場合 高校生以下	3,710円

(2) 部分使用料

区分	金額(2時間)		削る
	2分の1館	4分の1館以下	
高校生以下	720円	350円	
一般	1,440円	710円	

(3) 備付器具使用料 略

- 3 富士吉田体育館使用料 略
- 4 東部体育館使用料

(1) 専用使用料

区分	金額(2時間)
入場料を徴収しない場高校生以下	3,350円
合 一般	6,710円
入場料を徴収する場合 高校生以下	5,030円
合 一般	10,060円

備考

- 1 別表第1に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料は、次の表のとおりとする。

区分	金額(1時間)
入場料を徴収しない場高校生以下	3,350円
合 一般	6,710円
入場料を徴収する場合 高校生以下	5,030円

一般	7,420円
----	--------

一般	10,060円
----	---------

2 略

2 略

(2) 部分使用料

(2) 部分使用料

区分	金額(2時間)		個人
	2分の1館	4分の1館以下	
高校生以下	1,210円	600円	210円
一般	2,420円	1,210円	420円

区分	金額(2時間)		個人
	2分の1館	4分の1館以下	
高校生以下	1,640円	820円	210円
一般	3,290円	1,640円	420円

(3) 備付器具使用料 略

(3) 備付器具使用料 略

(4) 附属施設使用料

(4) 附属施設使用料

区分	使用時間	金額
講習室	2時間	370円
フリークライミングウオール(個人)	高校生以下の者及び65歳以上の者	50円
	の者	
	一般	100円
トレニングルーム(個人)	高校生以下の者及び65歳以上の者	3,620円
	の者	290円
	一般	7,250円
	2時間	580円

区分	使用時間	金額
講習室	2時間	480円
フリークライミングウオール(個人)	高校生以下の者及び65歳以上の者	70円
	の者	
	一般	150円
トレニングルーム(個人)	高校生以下の者及び65歳以上の者	3,620円
	の者	290円
	一般	7,250円
	2時間	580円

備考 略

備考 略

5 袖ヶ浦テニスコート使用料

5 袖ヶ浦テニスコート使用料

区分	金額(1面につき2時間以内)
----	----------------

区分	金額(1面につき2時間以内)
----	----------------

高校生以下	570円
一般	1,150円

6 実習テニスコート使用料

区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	570円
一般	1,150円

7 秋津テニスコート使用料

(1) 専用使用料	
区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	570円
一般	1,150円

(2) 照明設備使用料

照明設備使用料は、30分につき440円とする。

8 秋津サッカー場使用料

(1) 専用使用料

区分	使用時間	金額	
		高校生以下	一般
コート	2時間	3,890円	7,790円
研修室A・B	1時間	340円	680円
	1泊	5,100円	10,200円
研修室C・D	1時間	140円	290円

高校生以下	720円
一般	1,450円

6 実習テニスコート使用料

区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	720円
一般	1,450円

7 秋津テニスコート使用料

(1) 専用使用料	
区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	720円
一般	1,450円

(2) 照明設備使用料

照明設備使用料は、30分につき400円とする。

8 秋津サッカー場使用料

(1) 専用使用料

区分	使用時間	金額	
		高校生以下	一般
コート	2時間	4,150円	8,300円
研修室A・B	1時間	360円	720円
	1泊	5,400円	10,810円
研修室C・D	1時間	150円	310円

1泊	2,100円	4,350円
----	--------	--------

備考

- 1 附属施設(観覧室兼本部屋、放送室及び審判控室をいう。)を併せて使用する場合のコートの使用料は、当該使用料の金額に2を乗じた額とする。
- 2・3 略
- 4 使用者が入場料を徴収する場合のコートの使用料は、備考1に定める使用料の金額に1.5を乗じた額とする。

追加

(2) 照明設備使用料

区分	金額(30分)
2分の1灯	820円
全灯	1,650円

9 秋津野球場使用料

区分	金額(2時間)
高校生以下	3,800円
一般	7,600円

備考

1 略

1泊	2,320円	4,650円
----	--------	--------

備考

- 1 附属施設(観覧室兼本部屋、放送室及び審判控室をいう。)を併せて使用する場合のコートの使用料は、当該使用料の金額に2を乗じた額とする。
- 2・3 略
- 4 使用者が入場料を徴収する場合のコートの使用料は、備考1に定める使用料の金額に1.5を乗じた額とする。

- 5 アマチュア以外の者が使用する場合のコートの使用料は、当該使用料の金額(備考1又は備考4に該当する場合は、それぞれに定める使用料の金額)に2を乗じた額とする。

(2) 照明設備使用料

区分	金額(30分)
2分の1灯	740円
全灯	1,480円

9 秋津野球場使用料

区分	金額(2時間)
高校生以下	4,470円
一般	8,940円

備考

1 略

- 2 備考1の規定に関わらず、スコアボードを使用するに当たり、その操作のために放送室を使用する場合の使用料は、当該使用料の金額に2時間につき1,010円を加えた額とする。

3・4 略

10 茜浜パークゴルフ場使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者及び65歳以上の者	1人1回	<u>200円</u>
一般	1人1回	<u>610円</u>
	1人1回	<u>410円</u>
	1人1日	<u>1,230円</u>

11 芝園テニスコート・フットサル場使用料

(1) 専用使用料

ア テニスコート

区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	<u>570円</u>
一般	<u>1,150円</u>

イ フットサル場

区分	金額(1面につき1時間以内)
高校生以下	<u>390円</u>
一般	<u>780円</u>

(2) 照明設備使用料

- 2 備考1の規定に関わらず、スコアボードを使用するに当たり、その操作のために放送室を使用する場合の使用料は、当該使用料の金額に2時間につき1,090円を加えた額とする。

3・4 略

10 茜浜パークゴルフ場使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者及び65歳以上の者	1人1回	<u>210円</u>
一般	1人1回	<u>640円</u>
	1人1回	<u>430円</u>
	1人1日	<u>1,290円</u>

11 芝園テニスコート・フットサル場使用料

(1) 専用使用料

ア テニスコート

区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	<u>720円</u>
一般	<u>1,450円</u>

イ フットサル場

区分	金額(1面につき1時間以内)
高校生以下	<u>490円</u>
一般	<u>980円</u>

(2) 照明設備使用料

区分	金額(30分)	区分	金額(30分)
テニスコート	240円	テニスコート	210円
フットサル場	160円	フットサル場	140円